

青森県報

第三千四十二号

平成二十一年
二月二日
(月曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(税務課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(同)	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	三
保安林皆伐許容面積の限度……………	(林政課)	三
保安林の指定施設要件の変更予定……………	(同)	三
右……………	(同)	六
右……………	(同)	六
右……………	(同)	六
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生化課)	七
出先機関……………	(同)	七
青森県営農大学の短期研修……………	(営農大学校)	七

告 示

示

青森県告示第五十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二後段の規定により告示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
八戸石油株式会社	上田 善四郎	八戸市大字新井田字横町三〇の一	平成二一・三

青森県告示第五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サービス の種類		居宅サービス事業を行う 事業所 名称	所在地	指 定 年 月 日
		居宅サービス	居宅サービス			
株式会社介護サポート	弘前市大字富田三丁目八の二〇	福祉用具貸与	福祉用具貸与	株式会社介護サポート事業部	弘前市大字富田三丁目八の二〇	平成二〇・三・六
株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八の三	福祉用具貸与	福祉用具販売	株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八の三	"
株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八の三	福祉用具貸与	福祉用具販売	株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八の三	"

青森県告示第六十一号

名称又は氏名	株式会社コフサポータル	八戸市一番町二丁目三の一	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
	和団法人十和田市シルバークンター	十和田市西三番町二の一					
名称又は氏名	株式会社コフサポータル	八戸市一番町二丁目三の一	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
	和団法人十和田市シルバークンター	十和田市西三番町二の一					

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六十号

名称	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売
	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売
名称	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売
	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売	合同会社青森市旭町三丁目四の二〇	特定福祉用具販売

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	パンドールグループ株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
	パンドールグループ株式会社青森事業所	青森市栄町一丁目八の二五					
名称	特定非営利活動法人自立支援センターアイフティ	八戸市大字売市左水門下一の六〇リヨンクンサイドマンシヨクン	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
	特定非営利活動法人自立支援センターアイフティ	八戸市大字売市左水門下一の六〇リヨンクンサイドマンシヨクン					

青森県告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五号の九第一号の規定により公示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	株式会社コフサポータル	弘前市大字富田三丁目八の二〇	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定期限
	株式会社コフサポータル	弘前市大字富田三丁目八の二〇					
名称又は氏名	株式会社コフサポータル	弘前市大字富田三丁目八の二〇	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定期限
	株式会社コフサポータル	弘前市大字富田三丁目八の二〇					

奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出 防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九四・八三	一・一四	七九・六〇	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	二九九・二二	一七六・八三	一五六・八九	九八一・四四	六八三・四四	六二一・一一	一五七・三四	九八〇・三〇

北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流
〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃
三・二八	一五・九六	一二五・四〇	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九四・一〇

上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村
"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二・八〇	〇・三八	一九・一〇	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇

十和田市	三沢市	上北郡六ヶ所村	三戸郡階上町	三戸郡三戸町	三戸郡南部町	津軽地区	南部地区
"	"	"	"	"	"	保健保安林	"
二・七四	三・二六	四四・八八	三・八四	九・三二	八・六四	一五五・六二	八六・四八

青森県告示第六十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八五の一 地先・八八九地先・八九 の一 地先・八九一 地先・八九九の一 地先・九 一 地先・九 二の一 地先・九 二の二 地先・一 五一の一 地先（以上九筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六十六号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八五の一地先・八八九地先・八九の一地先・八九一地先・八九九の一地先・九 一地先・九 二の一地先・九 二の二地先・一 五一の一地先（以上九筆地先について次の図に示す部分に限る。）、淋代三丁目一 一の

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字三沢字浜通八八五の一地先・八八九地先・八九の一地先・八九一地先・八九九の一地先・九 一地先・九 二の一地先・九 二の二地先・一 五一の一地先（以上九筆地先について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六十七号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八九一地先・一 五五地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六十八号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年

年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八七地先・八八八地先・八九一地先・九二の一地先

(以上四筆地先について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域活動支援センターフレンドワークぼんじゅ

三 代表者の氏名

松野 信雄

四 主たる事務所の所在地

青森市浪岡大字浪岡字稲村一〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が有する能力及び適性に応じ、生活訓練、作業体験、仲間との交流を通して就労の意欲を啓発することにより、社会における偏見を是正し、障害者の社会復帰の推進及び福祉の充実を図ることを目的とする。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号)第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年二月二日

青森県営農大学校長 岩 橋 博 幸

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成二十二年一月二十五日から同月二十九日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得

